

ケアハウスはいびすかす重要事項説明書
「指定特定施設入居者生活介護」
「指定介護予防特定施設入居者生活介護」

当施設は介護保険の指定を受けています。
(沖縄県指定 第4770400788号)

当事業所は利用者に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 緑樹会 |
| (2) 法人所在地 | 沖縄県沖縄市胡屋7丁目2番10号 |
| (3) 電話番号 | 098-930-2525 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 浜川 通 |
| (5) 設立年月 | 昭和54年4月5日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定特定施設入居者生活介護・平成19年1月1日指定
沖縄県4770400788号 |
| (2) 施設の目的 | 介護認定を受けられた入居者が「入浴」「排泄」「食事」等日常生活全般の必要な介護をうけ、健康で明るい安らぎと生きがいのある生活を送ることを目的とする。 |
| (3) 施設の名称 | ケアハウスはいびすかす |
| (4) 施設の所在地 | 沖縄県沖縄市胡屋7丁目1番21号 |
| (5) 電話番号 | 098-932-6582 |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 兼城 正彦 |
| (7) 当施設の運営方針 | ・利用者の人権擁護
・進取の福祉
・民間社会福祉事業所としての責任・自主性・独立性の樹立 |
| (8) 開設年月 | 平成18年12月1日 |
| (9) 入所定員 | 50名 |

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室をご用意しています。入居される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	50室	18.68㎡
一時介護室		
合計	50室	
一時介護室	1室	18.68㎡
リビング	6室	120㎡
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 47.06㎡ 平行棒 エアロバイク等
浴室	3室	

※上記は、厚生省が定める基準により、特定施設入居者生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等の同意に基づき決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護職員	24名	17名
4. 看護職員	3名	2名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 計画作成担当者	1名	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：07：00～16：00 6名 日中：11：00～20：00 3名 準夜：15：00～00：00 3名 深夜：00：00～09：00 3名

2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：07：00～16：00 1名 ：10：30～19：30 1名
3. 機能訓練指導員	：08：30～17：30

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用者負担の割合により利用料金の9割、8割、7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴 入浴又は清拭を週3回行います。

②排泄 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

要支援1～2	要支援1	要支援2
1. サービス利用料金	1,830円	3,130円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,647円	2,817円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	183円	313円

要支援 1～2	要支援 1	要支援 2
1. サービス利用料金	1,830 円	3,130 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,647 円	2,817 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	183 円	313 円

要介護度 1～5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 要介護度とサービス利用料金	5,420 円	6,090 円	6,790 円	7,440 円	8,130 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,878 円	5,481 円	6,111 円	6,696 円	7,313 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	542 円	609 円	679 円	744 円	813 円

加算料金

加算項目	1 日	月額（30 日）	1 割負担（月額）	
1、個別機能訓練加算Ⅰ	120	3,600	360	対象者に加算
2、個別機能訓練加算Ⅱ		200	20	対象者に加算
3、科学的介護推進体制加算		400	40	対象者に加算
4、サービス提供強化体制加算Ⅲ	60	1,800	180	対象者に加算
5、介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 12.2%		全員に加算

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①理髪・美容

[理美容サービス]

月に 1 回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

②レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代・リネン代・洗濯代 は実費負担となります。

⑤水道光熱費

水道料 電気料、電話料は実費を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月17日までに以下の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

1. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：すべての銀行本支店、JA、郵便局、

(4) 介護の場所

利用者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、利用者に対して、その居室の他一時介護室において、サービスを提供します。

その必要性の判断は、利用者もしくは連帯保証人の意思を確認し、主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

(5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 中部徳洲会病院
所在地	沖縄県中頭郡北中城村比嘉801番地
診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・皮膚科・小児科他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	こうち歯科医院
所在地	沖縄市住吉1丁目2番26号

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます

7. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

8. 事故発生時の対応について

利用者に対する特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

又、利用者に対する特定施設入居者生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 身体拘束の禁止

事業者は、利用者の身体拘束は行わないものとする。万一、利用者又は他の入居者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合には、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に同意を受けた時にのみその条件と期間内にて身体拘束を行うことができるものとする。

10. 高齢者虐待の防止

施設は、虐待発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1) 施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 職員は、年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。

(3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

11. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを事務所窓口に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

沖縄市役所	所在地	沖縄市仲宗根町 2 6 - 1
	電話番号	0 9 8 - 9 3 9 - 1 2 1 2
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
国民健康保険団体連合会	所在地	那覇市西 3 - 1 4 - 1 8
	電話番号	0 9 8 - 8 6 0 - 9 0 2 6
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
沖縄県社会福祉協議会	所在地	那覇市首里石嶺町 4 - 3 7 3 - 1
	電話番号	0 9 8 - 8 8 2 - 5 7 0 4
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

13. 第三者評価の実施状況

当施設は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

14. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- （1）入居者は管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員、による日課を励行し、共同生活の秩序を保つようにして下さい。
- （2）入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出て下さい。
- （3）入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受診するようにして下さい。
- （4）入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力して下さい。
- （5）騒音等他の利用者の迷惑になる行為は慎むこと。又むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。

- (6) 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動等は行わないようにして下さい。
- (7) 故意に施設もしくは物品に損害を与えたり持ち出さないようにして下さい。
- (8) 病院受診が必要になった場合は、ご家族での対応となります。

15. サービスの終了する場合

以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、サービスを終了していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの退居の申し出

利用の有効期間であっても、利用者より当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 30 日前までに退居届をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に、サービスを終了させることができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ① 利用者が、入所時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退居のための援助

利用者が当施設を退居する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

16. 残置物引取人

退居した後、当施設に残された利用者の所持品(残置物)を利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階
- (2) 建物の延べ床面積 2、883.96 m²
- (3) 隣接事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[特別養護老人ホーム緑樹苑]	昭和 5 9 年 5 月 1 日
(指定介護老人福祉施設)	平成 1 2 年 4 月 1 日
[指定通所介護事業 (デイサービス)]	昭和 6 3 年 3 月 1 日
[指定短期入所生活介護 (ショートステイ) 事業]	昭和 6 0 年 3 月 1 日
[在宅介護支援センター (沖縄市委託)]	平成 3 年 1 月 1 日
[指定訪問介護 (ヘルパー) 事業]	平成 3 年 4 月 1 日
[配食サービス事業 (沖縄市委託)]	昭和 5 6 年 1 1 月 1 日
[指定居宅介護支援事業所]	平成 1 2 年 4 月 1 日
[指定障害福祉サービス事業]	平成 1 5 年 4 月 1 日
[軽度生活援助事業]	
[介護予防短期入所生活介護事業]	平成 1 8 年 4 月 1 日

[介護予防通所介護事業]	平成18年4月1日
[介護予防訪問介護事業]	平成18年4月1日
[みどり学童クラブ]	平成22年8月1日
[ケアハウスていんさぐぬ花 (特定入居者生活介護事業)]	平成26年4月1日 平成26年4月1日
[沖縄市地域包括支援センター西部北]	平成29年4月1日

(4) 施設の周辺環境*

沖縄本島の中央に位置する県下第2の都市沖縄市(人口12万)の東南の小高い丘にあり、周辺は閑静な住宅が立ち並び、正面には沖縄こどもの国、後方には県営の団地があり、屋上からは東側に中城湾が見下ろせる場所にあります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

①介護職員

利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

②生活相談員

利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活指導員を配置しています。

③看護職員

主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護介助等も行います。2名の看護職員を配置しています。

④機能訓練指導員

利用者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

⑤介護支援専門員

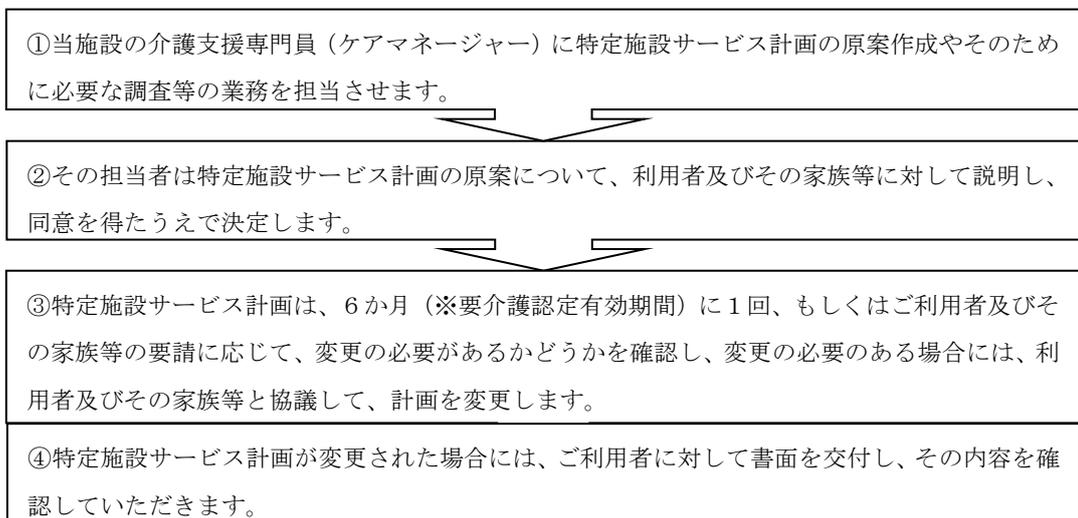
利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。

3. サービス提供の流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

ケアハウスはいびすかすを入居利用するにあたり、「特定施設ケアハウスはいびすかす利用契約書」及び「重要事項説明書」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。以下の通り、記名捺印の上契約し、その証として本書を2通作成し、各1通ずつ保有することとなります。

令和 年 月 日

<施設長> (甲)

住 所：沖縄市胡屋7丁目1番21号

氏 名：ケアハウスはいびすかす

施設長 兼城 正彦 印

<利用者> (乙)

住 所：

氏 名： 印

<身元保証人>

住 所：

氏 名： 印

(続柄)

ケアハウスはいびすかすへの入居について、本書面に基づき説明を致しました。

令和 年 月 日

<事業所> (甲)

沖縄市胡屋7丁目1番21号

ケアハウスはいびすかす

説明者：生活相談員 祝嶺 賢宅 印